平成２２年（フ）第３１１号
青森市桂木３丁目３番地20　山崎方
債務者　仁木　成子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
青森県むつ市大字大湊字宇曽利川村42番地５、申立時の住所青森県むつ市仲町８番27号木村貸家13号
債務者　神　　祐子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
青森市矢作３丁目11番10号　イーストハイツ101号
債務者　千葉　春香
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷542番地２
債務者　境　　三以
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
長崎県東彼杵郡波佐見町長野郷733番地　町営住宅協和団地Ｆ－５、旧住所長崎県佐世保市広田４丁目10番７―208号
債務者　古里　広明
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
長崎県東彼杵郡波佐見町長野郷733番地　町営住宅協和団地Ｆ－５、旧住所長崎県佐世保市広田４丁目10番７―208号
債務者　古里　文子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
長崎県佐世保市花園町６番１号
債務者　福地　和行
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
栃木県下野市小金井４丁目１番地13
債務者　水島　　淳（旧姓舘野）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４３０号
愛知県高浜市論地町３丁目２番地41　コーポイーストＢ棟105号
債務者　米澤　裕一
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
愛知県安城市横山町石ナ曽根192番地　セントレージ横山205
債務者　杉山あゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
島根県益田市安富町1070番地２、前住所島根県益田市高津六丁目４番11号
債務者　倉國　吉恭
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１３５号
愛知県豊川市豊川元町１番地　石黒本館ビル１棟303号
債務者　今井　善章
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６０号
愛知県豊川市為当町新屋河原11番地の１
債務者　福澤　恭江
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第８２９号
東京都小平市鈴木町２丁目730番地グランドシオン花小金井301号
債務者　山岸　博美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部